

市町長意見の提出状況

一般国道127号 富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡
インターチェンジ）に係る環境影響評価準備書

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
館山市、南房総市、安房郡鋸南町、富津市

- 2 市町長意見について（内容については別紙のとおり）
 - （1）館山市
意見なし

 - （2）南房総市
意見なし

 - （3）安房郡鋸南町
意見なし

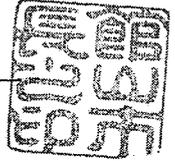
 - （4）富津市
意見あり



館環第245号
令和6年3月29日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

館山市長 森 正



一般国道127号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和6年2月5日付け環第1381号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

環境影響評価準備書に対する意見なし。

なお、今後の事業実施に当たっては、引き続き沿線市町と調整し、住民等からの意見について考慮するとともに、環境保全措置として実施する、動植物の事後調査については、適切に実施するようお願いします。





南建第2364号
令和6年3月18日

千葉県知事 熊谷俊人様

南房総市長 石井



一般国道127号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和6年2月5日付け環第1381号で照会のありました件について、環境影響評価法第20条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 意見なし。

建設環境部建設課住宅係

TEL 0470-33-1101

FAX 0470-20-4597

E-mail jutaku@city.minamiboso.lg.jp

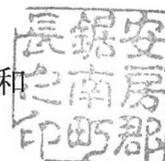


鋸建水（環）第170号

令和6年4月17日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

鋸南町長 白石 治和



一般国道127号 富津館山道路に係る環境影響評価準備書に対する意見
について（回答）

令和6年2月5日付け環第1381号にて依頼のありましたこのことについて、下記
のとおり回答いたします。

記

環境影響評価準備書について意見なし。

ただし、今後事業を推進するにあたり地域特性を考慮し、周辺環境に配慮した事業計
画を策定し、当該事業による環境への負荷のより一層の回避及び低減を図っていただき
たい。

【問い合わせ先】

鋸南町 建設水道課 建設環境室

〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間3458

TEL：0470-55-2133

FAX：0470-55-0421

E-Mail：kenkan@town.kyonan.chiba.jp

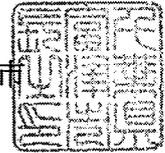




富環第1388号
令和6年3月29日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

富津市長 高橋 恭 市



一般国道127号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和6年2月5日付け環第1381号で依頼のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

当事業における環境影響評価準備書については、示された内容で、おおむね妥当であるが、今後、行われる環境影響評価書の作成に当たっては、周辺環境への影響軽減のため、以下の点について特に配慮をする必要がある。

全体的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載がされている環境保全措置などを確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 工事着手から完了までの期間が約15年と長期にわたることから、環境状況が変化する可能性があるため、環境への影響に関して、新たな事実が判明した場合には、必要に応じて適切な措置を講ずるとともに、定期的な再評価の検討を行うこと。
- (3) 事業実施区域内の一部区間において、南房総国定公園特別地域内をルートとしていることから、自然公園法の趣旨に十分に配慮した施設の構造等とし、環境負荷の回避又は低減に努めること。



水文環境

- (4) 河川工事の詳細設計に当たっては、バックウォーター等の問題を防ぐため、可能な限り河川の断面を保持し、構造上適切な対策を講ずること。

地 盤

- (5) 工事の実施及び供用後の道路の存在による地盤はほとんど変化しないと予測されることから、環境保全措置は行わないこととしているが、地盤への環境負荷の回避又は低減に努めること。

廃棄物等

- (6) 工事の実施に伴い、予測される建設発生土については、その発生を抑制するとともに、再利用及び適正な処理等が行われるよう努めること。

また、新たに汚染土壌が確認された場合や汚染土壌の事業実施区域外への搬出なども想定したなかで、適正な処理が行えるよう準備を整えておくこと。

その他

- (7) 評価書の作成に当たっては、用語の補足や図表の使用等、編集方法を工夫することにより、閲覧者に対し分かりやすい図書となるよう努めること。

市民部環境保全課環境保全係

電話：0439-80-1274

FAX：0439-87-9331

E-mail：mb021@city.futtsu.chiba.jp